証券コード８００５
平成27年５月14日

株　主　各　位

静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番1号
株式会社スクロール
取締役社長　　堀　田　　守

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月28日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年５月29日（金曜日）午前10時

２．場　　所　静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号
当社本社ビル５階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第74期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第74期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　定款一部変更の件

以　上

～～～

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用情勢や所得環境が改善し、輸出関連企業を中心に業績が好調に推移するなど、景気回復の動きが一部にみられました。しかしながら、多くの企業や消費者にとって景気回復の実感は乏しく、持続的な景気好転に不安を抱いているのが現状です。

小売業界におきましては、消費税増税で冷え込んだ消費者マインドが回復しないなかで、天候不順や円安による物価上昇などの要因もあり、総合量販店、専門量販店を中心に低調に推移しました。また、通販業界におきましては、継続的に市場が拡大していくなかで、大規模物流設備の建設、オムニチャネル戦略の推進、さらには顧客情報管理の強化要請の高まりなど、経営環境にますます変化が生じています。

このような事業環境のなか、当社グループは、顧客獲得のための先行投資に重点をおいた中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」の２年目を迎えた当連結会計年度におきましては、「販売促進活動を中心とした大型先行投資の実施」を基本方針とし、システムインフラなどの事業基盤を強化するとともに、新たな顧客づくりのための施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、消費税増税後の反動減や天候不順、円安による原価率の上昇などが影響し、当連結会計年度の業績は連結売上高635億55百万円（前年同期比6.9％減）となりました。利益面におきましては、連結営業損失17億43百万円（前年同期は連結営業損失１億47百万円）、連結経常損失14億42百万円（前年同期は連結経常利益２億33百万円）、また繰延税金資産を取崩したことから、連結当期純損失26億49百万円（前年同期は連結当期純利益５億17百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、セグメント別の売上高は連結相殺消去後の数値を、セグメント利益又は損失は、連結相殺消去前の数値を記載しております。

① **通販アパレル事業**

通販アパレル事業におきましては、女性向け通販ブランド『Brillage（ブリアージュ）』は、創刊２周年記念をはじめとした積極的な販売促進の成果により、当初目標としていた顧客数を達成いたしました。生協販売におきましては、「新しい毎日服」を商品企画のテーマとし、ファッション性を損なわず機能素材や仕様設計を工夫すること、併せて下期は、値頃感を重視した価格設定で企画・販売に取り組んでまいりました。しかしながら、消費税増税後の反動や円安による輸入材料の値上がりからくるカタログ費等のコストが増加したことにより、売上高は260億36百万円（前年同期比0.4％増）となり、セグメント損失は１億２百万円（前年同期はセグメント利益３億54百万円）となりました。

② **通販インナー事業**

通販インナー事業におきましては、これまで通り、お客様から高いご支持をいただいている既存商品の継続的な販売に取り組むとともに、「着用時の不満解消」を商品開発テーマとし、積極的に新商品導入を推進してまいりました。しかしながら、一部に回復基調はあるものの、依然として消費者マインドの弱さがみられることから、売上高は74億67百万円（前年同期比25.8％減）となり、セグメント利益は２億30百万円（同26.0％減）となりました。

③ **通販ＬＦ事業**

通販ＬＦ事業におきましては、新生活応援企画などにより需要期における積極的な販売に取り組みました。また、北欧調インテリアサイト『hocola（ホコラ）』では、北欧デザイナーとのコラボレーション商品を導入するなど、高付加価値商品を拡充いたしました。ブランドバッグ等のＥＣサイト『ＡＸＥＳ（アクセス）』では、引き続き、効果的な販売促進活動および効率的な在庫管理の徹底に取り組みました。生協販売におきましては、季節需要に合わせた新商品や暮らしを便利にするアイデア商品などの開発に取り組んでまいりました。しかしながら、円安による原価率の上昇やカタログ費の増加などにより、売上高は149億84百万円（同8.6％減）となり、セグメント損失は５億97百万円（前年同期はセグメント利益１億28百万円）となりました。

④ **通販Ｈ＆Ｂ事業**

通販Ｈ＆Ｂ事業におきましては、ナショナルブランド化粧品の出店モールやＳＮＳを活用した販売促進活動を強化するとともに、コストダウンを目的とした仕入れルートの見直しなどに取り組んでまいりました。また、オリジナル化粧品や健康食品の販売では、積極的な広告展開により、将来に向けた顧客づくりのための先行投資を行ってまいりました。以上の結果、売上高は80億81百万円（前年同期比10.3％減）、セグメント損失は12億17百万円（前年同期はセグメント損失７億70百万円）となりました。

⑤ **ソリューション事業**

ソリューション事業におきましては、物流代行の新規受託や後払い決済サービスの営業推進に取り組んでまいりました。また、２月にはＥＣ・通販事業者向けに、物流およびプロモーションのノウハウ書籍をそれぞれ出版し営業推進に活用しております。３月にはコスメティクス・サプリメント通販専用の物流センターが稼働を開始し、関東物流拠点の拡充とともに、より効率的で付加価値の高い物流基盤を構築しました。以上の結果、売上高は69億76百万円（前年同期比2.9％増）、セグメント利益は３億95百万円（同29.8％増）となりました。

⑥ **その他**

その他事業におきましては、金融事業における事業終了に向けた業務に専念しております。以上の結果、営業収益は10百万円（同85.4％減）となり、セグメント利益は36百万円（同60.9％減）となりました。

⑵ **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資は、総額20億80百万円であります。

その主なものは、物流業務の効率化と物流インフラの機能強化を目的とした「物流設備」への投資12億80百万円、情報処理能力の向上を目的とした「基幹システム」への投資１億52百万円であります。

⑶ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

⑷ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑸ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑹ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑺ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第71期 (平成24年３月期)	第72期 (平成25年３月期)	第73期 (平成26年３月期)	第74期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高 （百万円）	59,536	62,215	68,253	63,555
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	2,521	1,514	233	△1,442
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	576	260	517	△2,649
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	17.43	7.87	15.63	△79.54
総資産 （百万円）	34,201	33,779	35,775	36,361
純資産 （百万円）	22,690	22,990	23,059	20,483
１株当たり純資産額 （円）	685.72	694.56	693.02	611.26

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、自己株式数には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）所有の当社株式315千株を加算しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

3．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

該当事項はありません。

⑵ 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スクロール３６０	95百万円	100.0%	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けのプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業
株式会社イノベート	36百万円	87.7%	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業
株式会社豆腐の盛田屋	55百万円	100.0%	
株式会社ＡＸＥＳ	95百万円	100.0%	
北海道アンソロポロジー株式会社	10百万円	100.0%	
株式会社スクロールＲ＆Ｄ	100百万円	100.0%	
詩克楽商貿（上海）有限公司	800千米ドル	100.0%	
株式会社キャッチボール	70百万円	51.0%	決済代行業

4．対処すべき課題

平成26年３月期を初年度とし、平成28年３月期を終了年度とする中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」では、事業インフラを充実させ、既存事業を刷新し、事業ポジショニングを拡大し、マーケットインに対応した流通モデルを確立することでさらなる成長を図っていくことを目指しております。

初年度および次年度においては「シニア事業」、「インターネット事業」、「健粧品事業」に対して積極的な販促投資を行い顧客獲得、市場の開拓を進めてまいりました。また、インフラ面におきましても国内事業拠点として福岡支店を開設し、海外の情報収集拠点としてロサンゼルスおよびパリに事務所を開設いたしました。さらに物流センターにおける設備更新など事業基盤の充実を図ってまいりました。

現中期経営計画の最終事業年度にあたる平成28年３月期においては、「シニア事業」、「インターネット事業」、「健粧品事業」および「通販ソリューション事業」を成長戦略の中心に据えるとともに、事業の収益化に向けた各種施策、さらには事業基盤を一層強化するためのインフラ投資を確実に実行し、次期中期経営計画に向け強力な事業体制を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5．主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社10社で構成されており、主な事業は、個人通販顧客及び取引のある全国の生協の組合員様に対する衣料品・生活関連商品のカタログ・インターネットによる通信販売であり、そのほかに、これらのノウハウを活用した通信販売代行等の事業を行っております。

区　　分	主　な　事　業　の　内　容
通販アパレル事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にアパレル商材）
通販インナー事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にインナー商材）
通販ＬＦ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に雑貨、服飾雑貨等の商材）
通販Ｈ＆Ｂ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に化粧品、健康関連商材）
ソリューション事業	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けのプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業

6．主要な営業所（平成27年３月31日現在）

会社名	本社	その他
株式会社スクロール	浜松市中区	東京都品川区（東京本店）
株式会社スクロール360		
株式会社イノベート	福岡市博多区	東京都品川区
株式会社豆腐の盛田屋		
株式会社AXES	東京都品川区	－
北海道アンソロポロジー株式会社	札幌市中央区	東京都品川区
株式会社キャッチボール	東京都新宿区	－
株式会社スクロールR＆D	東京都品川区	－
詩克楽商貿（上海）有限公司	中国上海市	－

7．使用人の状況（平成27年３月31日現在）

⑴ 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
通販アパレル事業	88名（54名）	7名増（1名増）
通販インナー事業	19名（8名）	1名減（－）
通販LF事業	136名（80名）	10名増（1名増）
通販H＆B事業	102名（38名）	12名増（9名増）
ソリューション事業	102名（19名）	17名増（2名増）
全社（共通）	79名（12名）	13名増（3名減）
合計	526名（211名）	58名増（10名増）

（注）１．使用人数は、就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
３．通販H＆B事業におきまして、事業拡大に向けての人材確保により使用人及び臨時従業員数が増加しております。ソリューション事業におきましても、取扱高増加に伴う積極的な採用などにより使用人数が増加しております。また、全社（共通）におきましても、情報システム部門の人材確保などにより使用人数が増加しております。

⑵ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304名（145名）	23名増（ 3名増）	40.0歳	13.0年

（注）使用人数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8． 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,367百万円
株式会社りそな銀行	500
株式会社三井住友銀行	275
株式会社みずほ銀行	200

9． その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況

1．株式の状況（平成27年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 110,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 34,320,650株

⑶ **株主数** 15,000名

⑷ **大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	2,841千株	8.4%
信和会	2,288	6.8
株式会社静岡銀行	1,261	3.7
ＭＳＣＯ ＣＵＳＴＯＭＥＲ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	1,097	3.3
スクロール従業員持株会	909	2.7
武藤隆是	842	2.5
ＣＢＮＹ ＤＦＡ ＩＮＴＬ ＳＭＡＬＬ ＣＡＰ ＶＡＬＵＥ ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	570	1.7
日本生命保険相互会社	543	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	502	1.5
伊藤忠商事株式会社	500	1.5

（注）１．信和会は当社取引先持株会であります。
２．日本マスタートラスト信託銀行所有株数は、全て信託業務に係る株式数であります。
３．上記のほかに当社は自己株式として597千株を所有しております。
４．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
５．持株比率は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。
６．従来、大株主の状況において、複数の信託財産及び特別勘定等を合算（名寄せ）して表示しておりましたが、当事業年度より株主名簿の記載通り表示しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）

当社は、平成25年６月13日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本プランでは、本信託の設定後約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については連結計算書類及び計算書類に含めて計上しております。

なお、平成27年３月31日現在において信託口が所有する自己株式数は315千株であります。

2． 新株予約権等の状況

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年３月31日現在）

発行決議日		平成26年５月30日
新株予約権の数		1,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　155,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　26,700円 （１株当たり　　267円）
権利行使期間		自　平成28年５月31日 至　平成32年５月30日
行使の条件		（注）１、２、３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	新株予約権の数　　1,550個 目的となる株式数　155,000株 保有者数　　４名
	社外取締役	新株予約権の数　　―個 目的となる株式数　　―株 保有者数　　―名
	監査役	新株予約権の数　　―個 目的となる株式数　　―株 保有者数　　―名

（注）１．新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

３．その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

発行決議日		平成26年５月30日
新株予約権の数		1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　150,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　26,700円 （１株当たり　　267円）
権利行使期間		自　平成28年５月31日 至　平成32年５月30日
行使の条件		（注）１、２、３
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　　1,500個 目的となる株式数　150,000株 交付者数　　５名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　　―個 目的となる株式数　　―株 交付者数　　―名

（注）１．新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
３．その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3． 会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長	堀田　守	株式会社スクロール３６０代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長
取締役	鶴見知久	社長補佐 事業部門担当 株式会社豆腐の盛田屋取締役社長
取締役	杉本泰宣	社長補佐 管理部門担当 株式会社スクロール３６０取締役社長 株式会社キャッチボール取締役
取締役	乗松伸一	ダイレクト事業本部 通販アパレル統括部長 兼務 通販インナー統括部長 兼務 生協事業部生協商品統括部長 兼務 生協商品企画部長
取締役	岸本義之	プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社ディレクター・オブ・ストラテジー 早稲田大学商学研究科客員教授
取締役	河合拓	カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社 パートナー
常勤監査役	長田隆利	株式会社スクロール３６０監査役 株式会社イノベート監査役 株式会社豆腐の盛田屋監査役 株式会社ＡＸＥＳ監査役 北海道アンソロポロジー株式会社監査役 株式会社スクロールＲ＆Ｄ監査役 詩克楽商貿（上海）有限公司監事

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
監　査　役	古　知　弘　行	フジオーゼックス株式会社社外監査役 東海澱粉株式会社社外監査役
監　査　役	伊　藤　　啓	―
監　査　役	村　瀬　　司	株式会社ビズイット代表取締役 株式会社フュージョンズ代表取締役社長 シナジェティック・コンサルティング株式会社プリンシパル

（注）1．取締役岸本義之氏及び河合拓氏は、社外取締役であります。
2．監査役古知弘行氏、伊藤啓氏、村瀬司氏は、社外監査役であります。
3．監査役古知弘行氏は、長年にわたり金融機関における役員の経験があり、現職も企業の監査役であるため、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
4．監査役伊藤啓氏は、長年にわたり社外監査役等企業の役員の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
5．監査役村瀬司氏は、監査業務、コンサルティング業務及び企業の経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
6．監査役伊藤啓氏、監査役村瀬司氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⑵　当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

⑶　取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役　員　区　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	6名	85百万円
監　査　役	4名	18百万円
合　計	10名	104百万円
（うち社外役員）	(5名)	(21百万円)

（注）1．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
2．当社は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。
3．取締役の報酬限度額は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成12年６月22日開催の第59期定時株主総会において月額８百万円以内と決議いただいております。
5．取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額１百万円が含まれております。

⑷ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑸ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
社外取締役	岸　本　義　之	プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社 早稲田大学商学研究科	ディレクター・オブ・ストラテジー 客員教授
社外取締役	河　合　　拓	カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社	パートナー
社外監査役	古　知　弘　行	フジオーゼックス株式会社 東海澱粉株式会社	社外監査役 社外監査役
社外監査役	伊　藤　　啓	―	―
社外監査役	村　瀬　　司	株式会社ビズイット 株式会社フュージョンズ シナジェティック・コンサルティング株式会社	代表取締役 代表取締役社長 プリンシパル

（注）1．取締役岸本義之氏はプライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社のディレクター・オブ・ストラテジーであり、当社は同社との間でコンサルティング契約を締結する等取引関係があります。
2．その他兼職先との間に取引上の特段の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ⓐ取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
社外取締役	岸　本　義　之	14回	100%	－	－
社外取締役	河　合　　拓	14回	100%	－	－
社外監査役	古　知　弘　行	13回	93%	13回	93%
社外監査役	伊　藤　　啓	14回	100%	14回	100%
社外監査役	村　瀬　　司	14回	100%	14回	100%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ⓑ取締役会及び監査役会における発言状況

取締役岸本義之氏及び取締役河合拓氏は、経営に関する豊富な知見を有しており、経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役古知弘行氏、監査役伊藤啓氏及び監査役村瀬司氏は、主に財務及び会計の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外役員とも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4． 会計監査人の状況

⑴ **名称**　　新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

区　　分	支　　払　　額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対し、ＩＴ内部統制の整備・運用・評価等に係る助言業務等についての報酬を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。その概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役社長を委員長とするグループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の指示に基づき、社内規程の整備及び取締役・使用人への教育を実施いたします。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役・使用人が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役又は社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。

これらグループ全体の内部統制システム及びその運用については、内部監査部が評価し、その結果を取締役社長に報告いたします。

⑵ その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部統制委員会が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を取締役社長に報告いたします。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役全員で構成する経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関する意思決定の権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。

なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査役が実施いたします。

④　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制委員会には子会社社長も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用します。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役の指揮命令に属さない専属の使用人を監査役室に１名以上配置します。

⑥　⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に常勤監査役の同意を得るものとします。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとします。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、決裁書の検閲や取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。

また、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

⑨　反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会であります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付けております。その基本方針は、安定的に配当を継続することとし、業績に基づく成果配分を実施することです。具体的な経営指標として、そのひとつにＲＯＥ10％以上を掲げ、株主資本への還元を重視する経営を行っております。また、業績連動型の配当を基本とし、連結配当性向30％を目処として配当を実施してまいります。

内部留保金におきましては、企業間競争力の維持・強化を図るため、将来を見据えた事業戦略に基づいた投資等に適切に活用してまいります。

平成27年３月期決算におきましては、当期純損失を計上いたしましたが、株主の皆様への安定配当を継続する立場から、当事業年度の株主配当金を１株当り５円とさせていただきます。これにより中間配当金５円と合わせて年間配当金は10円となります。

翌連結会計年度の株主配当金につきましては、中期経営計画に基づく各施策を確実に実行することにより、１株当たり中間配当金５円、期末配当金５円の年間配当金10円を予定しております。

7．会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を３年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

⑴ 基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

⑵ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としています。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。

当社は平成26年３月期を初年度とし、平成28年３月期を終了年度とする中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」をスタートさせております。平成27年３月期の経営成績は中期経営計画に基づく販売促進投資を積極的に行った結果、厳しいものとなりましたが、最終年度においては現中期経営計画の完遂及び次期中期経営計画に向け、グループ一丸となって課題解決、事業推進に取り組んでまいります。

⑶ 不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

① 大規模買付ルールの概要

ⓐ 意向表明書の提出

大規模買付を行おうとする場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

ⓑ 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

ⓒ 取締役会による評価

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

ⓓ 独立委員会への情報提供と勧告

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記（ａ）～（ｃ）に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

② **大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買付者の場合）には、対抗措置をとることもあります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

(c) 対抗措置を発動する手続き

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意思確認総会を開催することがあります。

(4) 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員の地位の維持を目的とするものではないことの理由は以下に掲げるとおりです。

① 経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっています。

② 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。

③ 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。

④ 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認する場合があります。

⑤ 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役会に義務づけております。

⑥ デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）・スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（http://www.scroll.jp/ir/governance/）において開示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**21,323**	**流動負債**	**14,238**
現金及び預金	1,105	買掛金	2,547
売掛金	10,964	短期借入金	2,100
商品	4,940	未払金	8,414
貯蔵品	874	未払法人税等	66
繰延税金資産	228	賞与引当金	179
その他	3,296	ポイント引当金	66
貸倒引当金	△87	利息返還損失引当金	26
固定資産	**15,037**	その他	837
有形固定資産	**11,390**	**固定負債**	**1,639**
建物及び構築物	5,234	長期借入金	242
機械装置及び運搬具	1,365	繰延税金負債	306
土地	4,576	役員退職慰労引当金	3
建設仮勘定	20	利息返還損失引当金	149
その他	193	環境対策引当金	31
無形固定資産	**1,298**	訴訟損失引当金	182
ソフトウエア	304	退職給付に係る負債	645
ソフトウエア仮勘定	988	その他	77
その他	4	**負債合計**	**15,877**
投資その他の資産	**2,349**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,975	**株主資本**	**19,431**
繰延税金資産	47	資本金	5,812
その他	810	資本剰余金	7,123
貸倒引当金	△483	利益剰余金	7,012
資産合計	**36,361**	自己株式	△517
		その他の包括利益累計額	**989**
		その他有価証券評価差額金	787
		繰延ヘッジ損益	183
		為替換算調整勘定	17
		新株予約権	**3**
		少数株主持分	**59**
		純資産合計	**20,483**
		負債純資産合計	**36,361**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**63,555**
売上原価		**38,987**
売上総利益		**24,568**
販売費及び一般管理費		**26,311**
営業損失		**1,743**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	33	
業務受託手数料	156	
利息返還損失引当金戻入額	81	
その他	99	389
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	38	
その他	32	89
経常損失		**1,442**
特別利益		
固定資産売却益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	34	
減損損失	167	
訴訟損失引当金繰入額	182	
その他	5	390
税金等調整前当期純損失		**1,822**
法人税、住民税及び事業税	98	
法人税等調整額	715	814
少数株主損益調整前当期純損失		**2,636**
少数株主利益		12
当期純損失		**2,649**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,812	7,185	9,994	△631	22,361
当期変動額					
剰余金の配当			△332		△332
当期純損失			△2,649		△2,649
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△62		114	52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△62	△2,981	114	△2,929
当期末残高	5,812	7,123	7,012	△517	19,431

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	569	70	12	651	－	46	23,059
当期変動額							
剰余金の配当							△332
当期純損失							△2,649
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	218	113	5	337	3	12	353
当期変動額合計	218	113	5	337	3	12	△2,575
当期末残高	787	183	17	989	3	59	20,483

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の状況

① 連結子会社の数	９社
② 連結子会社の名称	㈱スクロール３６０、㈱ムトウクレジット、詩克楽商貿（上海）有限公司、㈱イノベート、㈱豆腐の盛田屋、㈱ＡＸＥＳ、北海道アンソロポロジー㈱、㈱キャッチボール、㈱スクロールＲ＆Ｄ

⑵ 非連結子会社の名称等

① 非連結子会社の名称	㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場
② 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法を適用した非連結子会社の状況

① 持分法適用の非連結子会社の数	１社
② 非連結子会社の名称	㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、詩克楽商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品　主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　主として定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～40年

機械装置及び運搬具　２～17年

② 無形固定資産　主として定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。

③ ポイント引当金　販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④　利息返還損失引当金　　利息返還請求による損失に備えるため、連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑥　環境対策引当金　　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑦　訴訟損失引当金　　訴訟による損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

③　ヘッジ方針　　外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑹　のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

⑺ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更による当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債、及び利益剰余金への影響はありません。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。

2．企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたしました。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。また、当連結会計年度末の資本剰余金への影響はありません。

3．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しております。会計処理の適用については、同実務対応報告第20項に定める取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、当社から信託へ自己株式を処分した時点では処分差額を認識せず、信託から従業員持株会に売却された時点で処分差額を認識する方法（従来採用していた方法）によっております。

なお、この変更による当連結会計年度の経営成績、及び当連結会計年度末の財政状態への影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

１．連結損益計算書

⑴ 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「不動産賃貸料」及び「営業外費用」の「不動産賃貸費用」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「不動産賃貸料」は42百万円、「不動産賃貸費用」は14百万円であります。

⑵ 前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「利息返還損失引当金戻入額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「利息返還損失引当金戻入額」は13百万円であります。

（追加情報）

1．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

⑴ 取引の概要

平成25年７月から約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を、「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については連結計算書類に含めて計上しております。

⑵ 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

⑶ 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額
前連結会計年度133百万円、当連結会計年度81百万円

② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　前連結会計年度516千株、当連結会計年度315千株
期中平均株式数　前連結会計年度431千株、当連結会計年度415千株

④ ③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	7,757百万円
投資その他の資産	28百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	34,320	－	－	34,320
合計	34,320	－	－	34,320
自己株式				
普通株式	1,113	0	201	912
合計	1,113	0	201	912

（注）1．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首516千株、当連結会計年度末315千株）が含まれております。
2．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3．普通株式の自己株式の減少201千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年４月30日取締役会	普通株式	166	5.00	平成26年３月31日	平成26年６月２日
平成26年10月28日取締役会	普通株式	166	5.00	平成26年９月30日	平成26年11月28日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金２百万円を含めておりません。

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年4月30日取締役会	普通株式	167	利益剰余金	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月1日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円を含めておりません。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として5年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照下さい。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、以下の「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	1,105	1,105	－
⑵　売掛金	10,964		
貸倒引当金（※１）	△22		
	10,942	10,942	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	1,919	1,920	1
資産計	13,968	13,969	1
⑴　買掛金	2,547	2,547	－
⑵　短期借入金	2,100	2,097	△2
⑶　未払金	8,414	8,414	－
⑷　未払法人税等	66	66	－
⑸　長期借入金	242	242	0
負債計	13,370	13,368	△2
デリバティブ取引（※２）	271	271	－

※１．売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

（その他有価証券で時価のあるもの）

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	⑴　株式	1,919	781	1,138
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	1,919	781	1,138
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	⑴　株式	－	－	－
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,919	781	1,138

負　債

⑴　買掛金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　短期借入金、⑸　長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

②　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,809	－	271
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	399	－	(※2)
合計			4,208	－	271

※1．時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2．為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金等の時価に含めて記載しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	55

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,105	－	－	－
売掛金	10,964	－	－	－
合計	12,070	－	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	2,153	113	75	－	－	－

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、静岡県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設	959	△90	868	685
オフィスビル	93	△78	14	26
合計	1,052	△169	883	712

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額に基づいた金額に合理的な調整を行って算定しております。

また、賃貸等不動産に関する平成27年３月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益（百万円）	賃貸費用（百万円）	差額（百万円）	その他（売却損益等）（百万円）
商業施設	90	44	46	－
オフィスビル	8	3	5	10
合計	98	47	51	10

（注）賃貸収益は「売上高」又は「営業外収益」に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は「売上原価」又は「営業外費用」に計上しております。また、その他は売却益であり、「特別利益」に計上しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　611円26銭

２．１株当たり当期純損失　79円54銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**19,131**	**流動負債**	**12,959**
現金及び預金	1,049	買掛金	2,170
売掛金	9,320	短期借入金	2,100
商品	3,009	関係会社短期借入金	1,611
貯蔵品	874	未払金	6,702
前渡金	0	未払法人税等	12
前払費用	695	預り金	212
繰延税金資産	85	前受収益	0
関係会社短期貸付金	2,935	賞与引当金	125
その他	1,735	ポイント引当金	23
貸倒引当金	△574	その他	1
固定資産	**14,962**	**固定負債**	**1,353**
有形固定資産	**6,255**	長期借入金	242
建物	1,983	繰延税金負債	325
構築物	30	退職給付引当金	503
機械及び装置	1,054	役員退職慰労引当金	2
車両及び運搬具	0	環境対策引当金	31
工具器具及び備品	108	訴訟損失引当金	182
土地	3,059	資産除去債務	65
建設仮勘定	19	**負債合計**	**14,313**
無形固定資産	**1,203**	**純資産の部**	
ソフトウエア	213	**株主資本**	**18,805**
ソフトウエア仮勘定	987	**資本金**	**5,812**
その他	2	**資本剰余金**	**7,123**
投資その他の資産	**7,504**	資本準備金	7,221
投資有価証券	1,942	その他資本剰余金	△97
関係会社株式	250	**利益剰余金**	**6,386**
出資金	0	利益準備金	601
関係会社出資金	24	その他利益剰余金	5,784
投資不動産	5,002	固定資産圧縮積立金	461
その他	736	別途積立金	5,040
貸倒引当金	△451	繰越利益剰余金	283
		自己株式	**△517**
		評価・換算差額等	**971**
		その他有価証券評価差額金	787
		繰延ヘッジ損益	183
		新株予約権	**3**
資産合計	**34,094**	**純資産合計**	**19,780**
		負債純資産合計	**34,094**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		**44,791**
売上原価		**24,889**
売上総利益		**19,901**
販売費及び一般管理費		**20,964**
営業損失		**1,062**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	1,066	
不動産賃貸料	398	
その他	325	1,845
営業外費用		
支払利息	17	
不動産賃貸費用	232	
為替差損	39	
その他	2	292
経常利益		**490**
特別損失		
固定資産除却損	26	
関係会社株式評価損	1,373	
貸倒引当金繰入額	557	
訴訟損失引当金繰入額	182	
その他	2	2,142
税引前当期純損失		**1,652**
法人税、住民税及び事業税	0	
法人税等調整額	633	633
当期純損失		**2,286**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,812	7,221	△35	7,185	601	522	5,040	2,841	9,005	△631	21,372
当期変動額											
剰余金の配当								△332	△332		△332
当期純損失								△2,286	△2,286		△2,286
固定資産圧縮積立金の積立						21		△21	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△82		82	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△62	△62						114	52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	△62	△62	－	△60	－	△2,558	△2,618	114	△2,567
当期末残高	5,812	7,221	△97	7,123	601	461	5,040	283	6,386	△517	18,805

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	568	70	639	－	22,011
当期変動額					
剰余金の配当					△332
当期純損失					△2,286
固定資産圧縮積立金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	219	113	332	3	336
当期変動額合計	219	113	332	3	△2,230
当期末残高	787	183	971	3	19,780

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券
① 子会社株式　移動平均法による原価法
② その他有価証券
時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの　移動平均法による原価法
⑵ たな卸資産
① 商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産及び投資不動産　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３～38年
機械及び装置　２～17年
⑵ 無形固定資産　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑵ 賞与引当金　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。

⑶　ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

⑸　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑹　環境対策引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑺　訴訟損失引当金

訴訟による損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

⑶　ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑵　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

1．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更による当事業年度の期首の退職給付引当金及び利益剰余金への影響はありません。また、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純損失への影響はありません。

2．企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたしました。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純損失への影響はありません。また、当事業年度末の資本剰余金への影響はありません。

3．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用しております。会計処理の適用については、同実務対応報告第20項に定める取扱いに従っており、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、当社から信託へ自己株式を処分した時点では処分差額を認識せず、信託から従業員持株会に売却された時点で処分差額を認識する方法（従来採用していた方法）によっております。

なお、この変更による当事業年度の経営成績、及び当事業年度末の財政状態への影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

1．損益計算書

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めておりました「為替差損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記いたしました。

なお、前事業年度の「為替差損」は12百万円であります。

（追加情報）

1．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

⑴ 取引の概要

平成25年７月から約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を、「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については計算書類に含めて計上しております。

⑵ 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

⑶ 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額
前事業年度133百万円、当事業年度81百万円

② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

③ 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　前事業年度516千株、当事業年度315千株
期中平均株式数　前事業年度431千株、当事業年度415千株

④ ③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	4,839百万円
投資その他の資産	2,802百万円

2．関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	3,282百万円
短期金銭債務	1,642百万円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

売上高	0百万円
仕入高	8百万円
販売費及び一般管理費	214百万円
営業取引以外の取引高	1,572百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	1,113	0	201	912

（注）1．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首516千株、当事業年度末315千株）が含まれております。
2．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3．普通株式の自己株式の減少201千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認	873百万円
減価償却超過額	522百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	321百万円
退職給付引当金否認	159百万円
繰越欠損金	114百万円
減損損失	108百万円
訴訟損失引当金	57百万円
販売用カタログ費用等否認	51百万円
賞与引当金否認	40百万円
商品評価損否認	39百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	2,373百万円
評価性引当額	△1,946百万円
繰延税金資産合計	427百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	350百万円
固定資産圧縮積立金	214百万円
繰延ヘッジ損益	87百万円
その他	15百万円
繰延税金負債合計	668百万円
繰延税金負債の純額	240百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び事業税率の段階的な引下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.83％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.34％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.57％に変更されます。

この税率変更により、当事業年度末における一時差異を基礎として再計算した場合の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は６百万円減少し、長期繰延税金負債の金額（長期繰延税金資産の金額を控除した金額）は35百万円減少しております。また、法人税等調整額が13百万円、その他有価証券評価差額金が36百万円、繰延ヘッジ損益が６百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社スクロール３６０	浜松市中区	95	ソリューション事業	(所有)直接100.0	余剰資金の運用 倉庫等の賃貸 役員の兼任	資金の借入 倉庫等の賃貸 利息の支払	1,015 368 0	短期借入金 未収入金 －	1,071 34 －
子会社	株式会社ウムトクレジット	浜松市中区	95	その他	(所有)直接100.0	余剰資金の運用 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	818 0	短期借入金 －	336 －
子会社	株式会社イノベート	福岡市博多区	36	通販Ｈ＆Ｂ事業	(所有)直接87.7	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,268 18	短期貸付金 －	1,133 －
子会社	株式会社ＡＸＥＳ	東京都品川区	95	通販ＬＦ事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,218 17	短期貸付金 －	1,152 －

(注) １．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

倉庫等の賃貸料については、近隣の家賃を参考にして同等の価格によっております。

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている、資金の貸付・借入につきましては月末平均残高を取引金額として記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　591円98銭

２．１株当たり当期純損失　68円64銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　宮　紳　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　宮　紳　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第７４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第７４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月28日

株式会社スクロール　監査役会

常勤監査役　長田隆利　㊞

社外監査役　古知弘行　㊞

社外監査役　伊藤　啓　㊞

社外監査役　村瀬　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	堀田　守（ほりた　まもる） （昭和25年12月18日生）	昭和49年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成12年10月　Prominent Apparel Ltd.出向同社副社長（VICE PRESIDENT） 平成13年１月　同社社長（MANAGING DIRECTOR） 平成16年４月　同社社長兼務伊藤忠商事株式会社中国繊維グループ長代行 平成17年５月　当社常勤顧問生協事業部副事業部長 平成17年６月　当社取締役生協事業部長 平成19年４月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロール360代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長	202,200株
2	鶴見知久（つるみともひさ） （昭和41年５月11日生）	平成元年４月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員 ダイレクト事業本部 通販インナー統括部長 兼務 インターネットマーケティング部長 平成25年５月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括副部長 平成27年４月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社豆腐の盛田屋取締役社長	23,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	杉本泰宣（すぎもとやすのり） （昭和40年6月16日生）	昭和63年４月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員 ソリューション事業担当 平成25年５月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販ソリューション統括部長 平成27年４月　当社取締役 執行役員 管理部門担当 ダイレクト事業本部 通販ソリューション統括部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロール３６０取締役社長 株式会社キャッチボール取締役	20,500株
4	乗松伸一（のりまつしんいち） （昭和40年２月22日生）	平成２年４月　当社入社 平成25年４月　当社執行役員 ダイレクト事業本部 通販アパレル統括部長 兼務 通販インナー統括部長 兼務 生協事業部生協商品部長 平成26年５月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販アパレル統括部長 兼務 通販インナー統括部長 兼務 生協事業部生協商品統括部長 兼務 生協商品企画部長 平成27年４月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販インナー統括部長 兼務 通販ＬＦ統括部長 兼務 商品第２部長（現任）	13,100株
5	※ 佐藤浩明（さとうひろあき） （昭和46年10月10日生）	平成７年４月　当社入社 平成25年１月　当社退社 平成25年４月　株式会社キノスラ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社キノスラ代表取締役社長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ取締役社長	8,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	岸本義之 （昭和38年8月21日生）	昭和61年４月　日本ブーズ･アレン･アンド･ハミルトン株式会社入社 平成５年８月　マッキンゼー･アンド･カンパニー･インク･ジャパン入社 平成12年４月　日本ブーズ･アレン･アンド･ハミルトン株式会社ヴァイスプレジデント 同　月　早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師 平成16年10月　株式会社ＢＩＧＲＥＮＴＡＬ（現　コマツレンタル株式会社）社外取締役 平成17年１月　ブーズ・アンド・カンパニー株式会社（現　プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社）ディレクター･オブ･ストラテジー（現任） 平成17年６月　エーザイ株式会社社外取締役監査委員 平成18年４月　早稲田大学商学研究科客員教授（現任） 平成22年５月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） プライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社 ディレクター・オブ・ストラテジー 早稲田大学商学研究科客員教授	19,200株
7	河合拓 （昭和41年8月1日生）	平成３年４月　イトマン株式会社（現　日鉄住金物産株式会社）入社 平成12年１月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現　アビームコンサルティング株式会社）入社 平成16年４月　株式会社ジェネックスパートナーズ入社 平成23年12月　同社取締役 平成25年５月　当社社外取締役（現任） 平成26年１月　アーサー・Ｄ・リトル（ジャパン）株式会社プリンシパル 平成26年11月　カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社パートナー（現任） （重要な兼職の状況） カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社 パートナー	7,000株

（注）１．取締役候補者堀田守氏は、株式会社イノベートの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に商品売買の取引等があります。また、同氏は、株式会社キャッチボールの代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して金銭の貸付を行っております。
２．取締役候補者佐藤浩明氏は、株式会社キノスラの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に業務委託契約の取引等があります。
３．その他各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．岸本義之氏及び河合拓氏は、社外取締役候補者であります。
５．社外取締役候補者の選任理由につきましては以下のとおりであります。
（1）　岸本義之氏につきましては、経営コンサルティングの専門家として長年にわたり事業戦略、営業マーケティング戦略、リスク管理、グローバル戦略、組織改革などのプロジェクトを行うなど豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役候補者とするものであります。
（2）　河合拓氏につきましては、企業での繊維関連部門、海外取引等の経験及び事業戦略やブランディング戦略の立案等経営コンサルティングの専門家として豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役候補者とするものであります。
６．岸本義之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって５年となります。また、河合拓氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって２年となります。
７．当社は、過去３年間において、岸本義之氏及び同氏の兼職先であるプライスウォーターハウスクーパース・ストラテジー株式会社からコンサルティングを受けたことがあり、今後もコンサルティングを受ける可能性があります。
８．当社は、過去３年間において、河合拓氏からコンサルティングを受けたことがあり、今後もコンサルティングを受ける可能性があります。
９．当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、岸本義之氏及び河合拓氏との間で会社法第427条第１項及び現行定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、岸本義之氏及び河合拓氏の両氏が再任された場合にはそれぞれ当該責任限定契約を継続する予定であります。
１０．※印は、新任候補者を表します。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（1）　第１号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本総会後の取締役会において、経営環境の変化に迅速に対応するため経営体制の強化及び当社のガバナンスの強化を目的として、会長職の新任を予定しており、これに伴い所要の変更を行うものであります。（変更案第12条）

（2）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更するものであります。（変更案第27条第２項及び第36条第２項）

なお、第27条第２項の変更案に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　　（下線は変更部分を示します。）

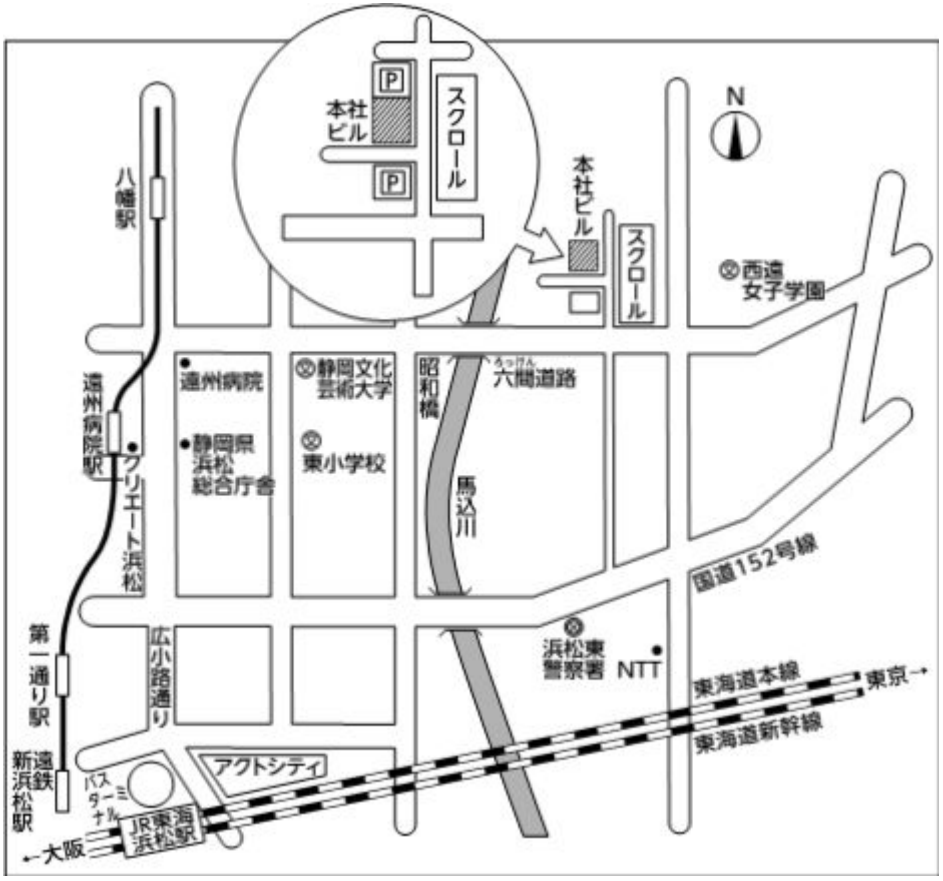
現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（総会の招集権者及び議長）	（総会の招集権者及び議長）
第12条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第12条　株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長又は取締役社長に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第13条～第16条　（条文省略）	第13条～第16条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条～第26条　（条文省略）	第17条～第26条　（現行どおり）
（責任免除）	（責任免除）
第27条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	第27条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（同条に定めるとおり業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第28条～第35条　（条文省略）	第28条～第35条　（現行どおり）
（責任免除）	（責任免除）
第36条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

以　上

株主総会会場ご案内図

（会場）静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号　当社本社ビル５階会議室
ＴＥＬ　053-464-1123（総務課直通）



（交通の便）
●JR東海浜松駅からタクシーで約５分
●JR東海浜松駅前バスターミナル10番のりばから、遠鉄バス「75・76労災・宮竹・笠井」、「71労災・東高・笠井」、「77労災・東海染工・イオン市野」、「78労災・産業展示館」、「74労災・中田町・イオン市野」または「85労災・篠ヶ瀬・磐田」行で約10分「株式会社スクロール」下車

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080